

事 務 連 絡

平成 1 9 年 4 月 2 6 日

都道府県
各 指定都市 障害福祉関係主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

利用者負担に係る Q & A の送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

今般の特別対策事業に関し、特に問い合わせの多い事項について、別添のとおり整理しましたので、御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。また、都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村に周知いただくよう、よろしくお取り計らい願います。

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 企画法令係
電話：03-5253-1111（内線 3046・3148・3092）

利用者負担に係る Q & A

平成 19 年 4 月 26 日

Q 低所得 2 の世帯に属する児童が、障害者自立支援法における短期入所と児童福祉法における通所施設の支給決定を受けていた場合、高額障害福祉サービス費等はどのように考えるのか。

A 障害児（兄弟など複数の場合を含む）が障害者自立支援法と児童福祉法それぞれの支給決定を受けていた場合は、それぞれで月額負担上限額を決定し、そのうちいずれか高い額を超えた部分を高額障害福祉サービス費等で償還する。

ex)短期入所 上限額 6,150 円、通所施設 上限額 3,750 円
高額障害福祉サービス費等で、6,150 円を超えた部分を償還払いする。

障害者の場合、短期入所の支給決定は、予備的に行われることも多いことから、通所サービスと併給している場合については、負担上限月額を 3,750 円とし、短期入所を使わなかった場合に、余計な負担が発生しないよう配慮しているところ。

障害児の場合、法体系及び実施主体が異なることから、上記と同様の取扱いとはならないが、短期入所を使わない場合は、通所施設の 3,750 円が上限額となる。

Q 通所施設・在宅サービス等軽減を受けている方（低所得 2）が、介護保険のサービスを利用した際の高額障害福祉サービス費はどのように考えるのか。

A 高額障害福祉サービス費基準額を下げる取扱いとはならないので、障害福祉サービスの定率負担額と介護保険の利用者負担額を合算した額が、基準額 24,600 円を超えた場合は、高額障害福祉サービス費で償還する。

Q 前年に外国に居住しており、前年の収入に基づく税情報がない場合には、一般世帯として取扱うこととされているが、通所施設・在宅サービス等軽減の判定で所得割10万円未満かどうかの判断はどう考えるか。

A 市町村民税の賦課基準日において地方税法の施行地に住所を有していない者は、課税世帯のうち所得割10万円未満として取り扱うこととする。

以 上